

国際商標登録出願に国内代理人がない場合の起案について

国際商標登録出願の出願人に、国内の代理人がない場合は、当庁からの手続は出願人本人に対して行う。

[説 明]

商標登録出願において、出願人が在外者（日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者）である場合には、商標法第77条第2項において準用する特許法第8条の規定により、日本国特許庁に直接手続を行うことはできず、国内に在住する代理人（商標管理人）を選任して手続を行わなければならないこととされているが、マドリッド協定議定書による国際登録制度を利用した国際商標登録出願は、出願人が在外者であっても日本国特許庁に直接出願手続を行った場合と同等の効果を生ずることとなり、国際商標登録出願人に国内に在住する代理人（商標管理人）がない場合がある。

このような場合には、査定の際の本の送達等といった当庁からの手続は、直接国際商標登録出願人本人に対して行うこととする（商標法第77条第5項で準用する特許法第192条第2項参照）。

ただし、在外者である国際商標登録出願人が、商標法の規定に基づく国内手続（意見書・手続補正書の提出等）を行う場合については、商標法第77条第2項において準用する特許法第8条の規定により日本国特許庁に直接手続を行うことはできず、国内に在住する代理人（商標管理人）を選任して手続を行わなければならない。